

## 3年内取得価額課税廃止に伴う経過措置

Q: 相続開始前3年以内に取得した土地等について取得価額で課税されるという規定が今年廃止されると聞きました。私は去年相続があったのでこの規定を受けることになり、なんだか不公平な気がしています……。

A: 平成3年1月以降7年12月までの間に相続が開始し、この特例の対象となっている場合には、救済措置が設けられています。ただし、要件等に注意してください。

### 【解説】

相続開始前3年以内取得の土地等・建物等を取得価額で評価するという措置法69条の四は、平成8年1月以降開始相続から廃止となります。

同時に平成3年1月以降開始相続で同特例の対象となった一定のケースについて、救済措置が手当されています。

具体的には、平成3年1月1日以降に開始した相続により、本特例の適用対象となる土地を取得した人について、取得価額により算出された税額が、開始時の相続財産の時価(路線価等)の70%を超過するケースにつき、その超える部分を減額するというものです。

廃止となった特例の対象資産は、「土地等」「建物等」ですが、この経過措置は「土地」を対象としており、建物等は含まれないことに注意してください。

